

第5日目（6月23日）

第2回福生市議会定例会会議録（第10号）

平成18年6月23日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局 長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

平成18年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月23日(金) 午前10時

- 日程第1 議案第39号 福生市行政手続条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第2 議案第40号 福生市児童館条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第3 議案第41号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第4 議案第43号 平成18年度福生市一般会計補正予算(第1号)
(審査報告)
- 日程第5 議案第44号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
(審査報告)
- 日程第6 議案第48号 市道路線の廃止について (審査報告)
- 日程第7 陳情第18-7号 学童保育に関する陳情書 (審査報告)
- 日程第8 議案第49号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 日程第9 議案第50号 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第12 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第2回福生市議会定例会第5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

1 追加議案の受理について（議案第49号、第50号）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る6月21日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を、日程第1から日程第7までとして組ませていただきました。

それから、新たに議員提出議案として意見書1件、決議1件が提出されましたので、日程第8と日程第9として組ませていただきました。

また、日程第10の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてをお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。

日程第11及び日程第12につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組ませていただきました。

日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおりと決定をいたしております。

また、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第8と日程第9につきましてはそれぞれ慎重審議の上、即決することと議会運営委員会としては決定いたしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者から申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございます。議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会からの審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については、省略いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

日程第1、議案第39号、福生市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第39号、福生市行政手続条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、行政手続法が改正された背景は何かとの質疑に対し、理事者より、平成9年の行政改革会議最終報告において、各省が基本的な政策の立案等を行うに当たり政策等の趣旨、原案等を公表し、専門家、利害関係人、その他広く国民から意見を求め、これを考慮しながら最終的な意思決定を行う、いわゆる「パブリックコメント制度」の導入を図るべきであるとされました。これを受け、平成10年に交付された中央省庁等の改革基本法で、「政府は政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性、透明性を確保するため公表並びに国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図るもの」として規定をされました。

また、平成11年の規制の制定、または改廃に関わる意見提出手続で、そしてその後の平成16年に規制改革民間開放推進3カ年計画等が閣議決定をされました。そういったことを経て、平成17年の3月に行政手続法の改正案が通常国会に提出されまして、6月に可決成立し、そして本年4月に施行されたという経緯であるとの答弁がありました。

委員より、今回の条例改正に当たり、具体的にこの条例の中身自体にその意見公募みたいなものを入れていこうというような議論があったのかどうかとの質疑があり、理事者より、福生市においても市民参加、市民の意見を聞き、民意を反映した施策の推進ということは大変重要なことなので、さまざまな手法をとってきております。しかしながら、今回、このパブリックコメントというものが新たに定義され、これについてやはり制度化するということは大変重要なことであると考えております。福生市でも、これを制度化するという形で現在検討しているとの答弁がありました。

他の委員より、パブリックコメントの条例化を検討していくという答弁でしたが、今回行政手続法の一部を改正する法律の中で、意見公募の手続として命令等の案とか関連資料を事前に公示をして、さらに国のレベルでは30日以上意見提出期間を置いて広く一般の意見や情報の公募を行うと、こういうふうになっております。

従前、このパブリックコメントなるものが、ここ何回か福生市の広報等を通して行われたわけですが、具体的にはその日数は10日間だったり2週間だったり、判断があいまいだった部分があるので、パブリックコメントを求めるということ自身に、期間も入れて何日間というのを明示した上で、統一化を図ろうとするのか。さらに意見を求める求め方も従前ですとメールだとか、市長への手紙だとか、あるいはいろいろな形での市民参加の場だとかがあるわけですが、そういう具体的なパブリックコメ

ントの求め方も提示される考えなのかとの質疑があり、理事者より、現在、たたき台として考えているのは14日以上という形で、それでその計画、あるいは条例等の大きさ、内容等によってはそれ以上、30日になる可能性もございますが、基本的には14日以上を考えています。また、事前にこのような計画を今つくっているので、後日、市民の皆さんから意見を聴取する機会をつくりますと、「パブリックコメント制度を行いますので」というような、事前の広報等も必要ではないかというようなことを考えております。具体的にやはり公示であり、広報、ホームページ、また、さまざまな公の施設での掲示、これらで内容等の御理解、そして応募手続等についても周知をしていきたい。

内容的には計画等ですと数10ページになると、なかなかホームページの上でも容量的にどうなのかということもありますので、基本的には省くことなく、すべての情報を開示するということですから、さまざまな施設、市民の皆さんがお立ち寄りになるようなところに置いて、周知を図っていくことが必要ではないかと、そのような方向で検討を進めていきたいとの答弁がありました。

また、その御意見をいただく手段ですが、基本的にはメールでもお電話でも、来ていただいても、さまざまな手法が必要かと思ひまして、それらについてそれが条例、要綱、または指針となるのかどうかも含めて、市民の方々にその手法を理解していただけるように検討していきたいとの答弁がありました。

同委員より、研究をしていただくのだけれども、期間はどれぐらいで研究されるというのか、どれぐらいの時期に議会に提案をしていただけるのかとの質疑があり、理事者より、制度化となると来年の4月1日からというような形で一つの区切りにさせていただければということで、12月議会にはと考えています。ただ、これが条例になると議決事項となりますので、これが将来的にパブリックコメント制度だけを条例にするのではなく、今から勉強会を始めましたが、市民自治基本条例、あるいは市民参加条例等々これらの条例の中では、このパブリックコメント制度というのは大変重要な位置づけになるので、条例化についてはそれらの中に取り込むということで、将来的な考え方にさせていただいて、現行は要綱等でお願ひしたい。そうした場合には議会の皆様にはそういうようなことで内容等については説明する機会をぜひ設けさせていただきたいとの答弁がありました。

別の委員より、今回の条例改正に関連して研究されるパブリックコメントに関してですが、市民が直接参加するような基本条例等と言うところの、パブリックコメントとの整合性についてどう考えているのかとの質疑があり、理事者より、行政手続法については許認可の手続、そういったものを行政手続条例で定めているので、それとは別に市民参加ということでパブリックコメント条例、あるいはそういった規定の中で定めればいいのであって、ダブって制定というようなことにはならないというふうに考えていますとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、

審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第39号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、議案第40号、福生市児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第40号、福生市児童館条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、児童館に指定管理者制度を導入するに当たり、学童クラブの運営も含めるとの本会議での説明があったが、どうなるのか。また、児童館条例の中に「学童クラブの運営」という条文は入れないのかとの質疑があり、理事者より、児童館3館には学童クラブが併設されており、現在、社会福祉協議会に委託する事業形態をとっているが、指定管理者制度になると学童クラブの部分についても指定管理者制度の中で児童館の管理と一緒に事業を行ってもらうことになる。また、指定管理者には基本的に建物の維持管理から、その中で行われる事業を含んで総体的に行ってもらうことになり、協定書の中で運営基準等も含め盛り込んでいくことになるとの答弁がありました。

また、別の委員より、学童クラブの運営内容に関しては児童館併設以外と同じになるのか。制度の導入は市民サービスの向上という目的があると思うが、ほかと同じ運営内容の協定では新たなことができなくなる恐れがある。また、武蔵野台児童館は図書館と併設だが、図書館部分についてはどうなるのかとの質疑があり、理事者より、現在の指導基準等をしっかり守ってもらう内容は協定書に盛り込んでいくことになるので、運営の低下は考えられないし、向上を含め、新たな運営についての事業運営をしていかなければならないと考えている。また、武蔵野台児童館については全国的に見ても図書館への指定管理者制度の導入は4カ所程度であり、今回は図書館部分のフ

ロアは指定の対象から除外し、協定を締結する。なお、図書館への指定管理者の制度の導入は今後の検討課題と考えている。

さらに、別の委員より、以前、指定管理者制度の導入手順についてのフローチャートが示された。今回、条例改正案が出されたのは制度を導入する前提だと思うが、このフロー図のどの部分に当たるのか。また、今回は非公募でなく公募でいくのか。それと、提案の中身まで募集できるのかとの質疑があり、理事者より、フロー図では、行政改革推進本部で導入を判断した後の段階である。今回は非公募でなく、公募ということで実施する。また、現段階では開館時間、開館日等は現行どおりであるが、仮に指定管理者により新たなサービス拡大ができる事業者等が予定されれば、改めて条例規定事項の改正を議会に諮ることになるとの答弁がありました。

また、別の委員より、学童クラブの待機児が運用面で解消できるような答弁があったが、事故等について最終的にはどこが責任を負うのかとの質疑があり、理事者より、指定管理者制度を導入すると運用面で対応が図れると期待している。また、建物の中で事故等は当然指定管理者が責任を負うことになるが、公募の選定の基準に安全上の危機管理体制がどうなっているかを入れ、十分精査して選定していきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、議案第41号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第41号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例について、審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、児童館に指定管理者制度を導入するため、児童館が併設されている田園会館についても導入できる条例改正をしたいということでございますが、地域会館は地域の皆さんのための集会施設ということで貸し館というような施設であると思いません。地域会館としての田園会館部分のどのような業務を指定管理者に行わせるのか。また、ほかの地域会館はどうするのか、その考えをお聞かせいただきたいとの質疑があり、理事者より、基本的に地域会館条例では社会教育施設や児童厚生施設、そしてその他集会施設というような機能をあわせ持つというようなことになっています。その他で定めがあります。つまり、児童館条例・学童クラブ条例・図書館条例とかそういうものについてはその条例にゆだねるというようなことになっており、基本的に地域会館としての機能と申しますと集会施設、貸し館機能というようなことになっています。

今回は、田園会館につきましては児童厚生施設の児童館事業につきまして指定管理者制度を導入いたしますので、建物総体の管理・運営、そしてその建物の中で行われる事業ということで、指定管理者にゆだねることとなるわけでございます。基本的にはそのような指定管理者制度の意義というものを考えますと、地域会館が集会施設のみ、貸し館機能のみのそういうような地域会館でございますと、指定管理者にゆだねるといっても単なる建物の維持管理、あるいは受け付け業務などの事業委託というようなことになってしまい、この指定管理者の中では収益を上げるというようなこともあり、こういうような収益を上げるような施設でもないことから、指定管理者制度の趣旨をかんがみますと、現状では制度導入は難しい。また、効果が得られないのではないかとということも考えております。

なお、ほかに図書館機能、あるいは公民館機能などを有する地域会館等もあり、これらについてはその図書館機能であるとか、公民館機能、これらについて指定管理者制度が導入できるのかどうか。それに対して効果、効率的なものが求められるのかどうか。これらを十分に検討して、一定の方向性を求めてまいりたいと、そのように考えていますとの答弁がありました。

この理事者の答弁を受けて、別の委員から、今回の議案の提案理由は児童館に指定管理者制度を導入するため、児童館が併設されている田園会館についても導入できる条例改正をしたいということである。しかし、実態はすべての地域会館における指定管理者導入のための条例ではないのか。提案理由が限定的に言っているが、内容的には市内の全地域会館に当てはまることではないのかとの質疑があり、理事者より、指定管理者制度は今後は大変重要な一つの行政改革の手法として考えております。地域会館自体、今回の条例改正により、ほかの地域会館もすべて指定管理者制度が導入できる、そういうような条例上の関係は整ったというようなことも一つの考えであります。今後は、やはりメインである図書館機能であるとか公民館機能であるとかというような部分が、指定管理者制度を導入することによって効率的、効果的に運営ができるのかどうか。これらについては十分検討しながら、指定管理者制度を導入していくつもりで検討しています。ただし、その中で法律上無理である、あるいは指定管理者

制度をしても効果が上がらないとなれば、できる条例でございますので、そのまま直営で行くと。そのように考えているとの答弁がありました。

同委員より、提案理由の説明をするときは一部適用のためのものなのか、全体に波及させるためのものなのか等、今後はしっかりと説明をしてもらいたいとの意見がありました。

他の委員より、契約期間と設備上の管理の範囲はどうなっているかとの質疑があり、理事者より、期間は決定していません。指定管理者として議決をいただく折りに明示をいたします。また範囲ですが、基本的にはこの建物の修繕関係等についてはすべて指定管理者。ただし、協定の中で施設の形態を変えるのであるとか、そういうものについてはこれは市の方の責任でありますとの答弁がありました。

他の委員より、地域会館を運営する指定管理者の要件はどのようなものであると考えているのかとの質疑があり、理事者より、基本的な理念を理解していただいて、そして運営をしていただくということが、まず第1番目の条件であります。そのような施設の管理・運営が適切な自分自身の理念をも持って運営ができること。また、やはり施設一つを管理・運営するわけですから、危機管理、あるいはそのような専門的な知識、複合施設では特に専門的な知識、あるいは技術、こういうものを持っていないと市民サービスの向上には結びつかないと考えております。

また、やはり指定管理者制度で収益を上げるということは当然ですが、財政基盤、団体としての財政基盤がしっかりしていること、そのようなことがやはり必須条件ではないかと考えておりますとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第4、議案第43号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第43号、平成18年度福生市一般会計補正予算(第1号)歳入及び歳出のうち総務文教委員会所管分の審査報告をいたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、歳入の教育委託金の詳細の説明を願いたいとの質疑があり、理事者より、日本の伝統・文化理解教育推進校事業については、東京都内小学校29校、中学校16校、高校10校、養護学校・聾学校が4校、幼稚園が1園、合計60校・園であります。都内の小学校の2.2%に相当いたします。

子どもと親の相談員活用事業については、委託されている国から東京都を通して委託されている事業でございますが、これは全国で910校となっております。全国の小学校の4%に相当いたします。

スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業については、これも同様に国からの委託ですが、全国で450団体となっております。

地域行動連携推進事業も同じように国から東京都を通しての事業でございますが、全国47都道府県で委託を受けておりますけれども、東京都内では本市を含め4団体でありますとの答弁がありました。

別の委員より、1点は、このような事業は学校長が積極的に手を挙げて事業化するのか、教育委員会から案内をするのか、またこの時期に補正予算を組むに至った経緯の説明を求めたいとの質疑があり、理事者より、すべての事業が年を変わってからの案内であり、補正をお願いすることとなった。また、これらの事業以外でも各学校においては積極的に取り組んでいただいていると教育委員会は評価しているとの答弁がありました。

他の委員より、これらの研究成果についての共有化の取り組みについての質疑があり、理事者より、研究報告が出ますので、きちっと周知徹底をして、成果を各学校で共有したいと考えておりますとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第43号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第5、議案第44号、平成18年度福生市老人保険医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第44号、平成18年度福生市老人保険医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、一般会計からの繰出金は最終的には幾らになるのかとの質疑があり、理事者より、平成17年度では2億1861万3000円となるとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第44号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第6、議案第48号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設環境委員長 前田正蔵君登壇)

○建設環境委員長(前田正蔵君) 御指名をいただきましたので、議案第48号、市道路線の廃止について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、先ほど払い下げのところは見てきたが、まだ福生市内にはこのような払い下げすべき廃道があるのかとの質疑があり、理事者より、正式には集計はしていないが、100路線弱ある。現在、集計をしている最中で、今後引き続き計画的に廃止をしていきたいとの答弁がありました。

同委員より、この払い下げというのは、隣接の方から申請の申し込みがなければ、こういうことはできなかったのかとの質疑があり、理事者より、基本的には廃道をする場所については、現在は払い下げをしていただくということを前提に廃道している。払い下げの申請がない場所については、廃道はしていない。廃道をした後、行く場所がないとそのまま残ってしまうので、その辺で相手に払い下げをしていただくという条件のもとに廃道をしているとの答弁がありました。

同委員より、まだ100路線もあるということだが、よく精査して、払い下げが可能のところは払い下げをして、1銭でも1円でも固定資産税を上げるという方向に持っていったらいいと思うので、今後、精査していただきたいとの要望がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第48号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、陳情第18-7号、学童保育に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、陳情第18-7号、学童保育に関する陳情書につきまして、審査報告をさせていただきます。

委員より、陳情内容は、子どもたちの安全を守る面から、特に長い夏休みの対応として重要なことと思うので、できる限りの対応をしてもらうため、ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

別の委員より、夏休みが目前に迫っており、保護者の方も安全について心配している。採択して、市できちっと対応してもらいたいとの意見がありました。

さらに、別の委員より、201名の市民の皆さんからの陳情で、夏休みの緊急の課題であり、行政側で対処してもらうため採択してほしいとの意見がありました。

また、別の委員より、仕事を持つ御家庭では夏休みの子どもたちの過ごし方を心配していると思う。ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

以上のような意見の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第18-7号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第18-7号は、委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第8、議案第49号、基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（議会運営副委員長 遠藤洋一君登壇）

○議会運営副委員長（遠藤洋一君） 御指名でございます。議案第49号、基地対策予算の増額等を求める意見書についての提案理由を説明いたします。

内容につきましては、次ページに基地対策予算の増額等を求める意見書にる書き記しておりますけれども、今、我が市を取り巻く状況、あるいは日本全体の米軍基地を抱えているすべての都市、例えば今回の米軍再編に関しましては1都1道8県、38市町村というように大変広範囲な自治体がこの再編の中で変化を起こそうとしています。

我が市におきましても、関東計画以来と言われるような大きな態様の変化が明らかに見られる。つまり、府中市からの自衛隊総隊の移駐などが行われるということが既に日米の合意の中で行われておりまして、これからの10年間の間にどのような形で我が市が変わっていくかの大変重要な時期になっていると思います。

こうした基地の関係市町村に対しましては、皆様、御承知のとおり固定資産税の代替的性格を基本とする基地交付金、いわゆる国有提供施設等所在市町村助成交付金及

び基地交付金の対象外である米軍資産、いわゆるドル資産や住民税の非課税措置の税財政上の影響を考慮した調整交付金が交付されています。

しかし、今までの、同僚の皆さんと行ってきた決算委員会、予算委員会等々におきましても、これらの国有提供施設等、いわゆる基地交付金というのは必ずしも固定資産税の代替的性格とは言いがたいほどに少ないということは御承知のとおりでございます。よく法律を読みますと、要するに固定資産税の代替的というよりも、固定資産税の補てんであるというようなことが書かれています。つまり「補てん」をしてくれているだけなんです。だから、実際に私たちが計算する、行政が計算する固定資産税額よりもはるかに少ない、実は半分以下だということがあるわけで、これをせめて固定資産税額ぐらいまでは伸ばしてほしいと思うのが本音ではないでしょうか。

今回の大きな再編の中で、はたまたたくさんの市町村が行政財政上大変つらいところに立っているわけですから、我が市が先頭となってこうした交付金、あるいは調整交付金の増額を要求していくことはまことに当を得た、時期を得た問題だと思っております。

全国基地市長会の代表でありますところの、市議会議長を抱いている我が福生市といたしましても、ぜひ頑張って、来年度の予算に1000万円でも1億円でも多くいただきたいと思うものであります。

ちなみに、基地交付金というのは3年間に1遍ずつですが、わずかずつふえているのです。きょう皆様のお手元にも御配付になりました福生市と横田基地の141ページをごらんになっていただいたり、あるいはその次の145ページなどには大変詳しい表が載っております、こういう詳しい交付金についての表を公開し、あるいはすべて印刷物になっているような基地周辺の町というのは我が市ぐらいでございます。

そういうことから言いましても、我が市が大変交付金その他に興味を持ち、なおかつそのことについて運動しているのだということを全国の市町村にも示したいと思っておりますので、ぜひこの意見書を皆さんの御一致で上げていただきたいということを切にお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第49号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第9、議案第50号、第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（11番 森田昌巳君登壇）

○11番（森田昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第50号、第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議の提案理由の説明をさせていただきます。

オリンピックはスポーツを通じて世界平和の実現に大きく貢献する世界最大のスポーツ、文化、平和の祭典であります。

1964年、第18回オリンピック東京大会は、戦後復興の象徴として開催され、多くの国民に感動と夢、自信を与え、生まれ変わった東京の姿を世界にアピールいたしました。

40年後、再び世界の大都市東京でオリンピックを開催することは、世界平和を願い、希求する国民の強い意思を世界にアピールし、環境に優しい、豊かに成熟した都市東京の姿を全世界に示す絶好の機会であります。

同時に、アスリートたちの最高の演技、記録への挑戦、崇高な競い合いが繰り広げられ、ことしの冬季オリンピック大会でフィギュア・スケートの荒川選手の活躍が私たちに感動を与えたところでもあります。

そういったことは、未来を担う子どもたちに感動を与え、スポーツを通じた健やかな成長を促し、スポーツ施設、施策の充実が期待されるところであります。

この意味から、第31回オリンピック競技大会の東京招致と、三多摩地区を含めた競技開催を求める決議を行うことは、大変有意義なことでもあります。今決議の提案主旨をご理解いただき、御賛同賜りたくお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第50号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

この際、討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

最初に、反対者、19番松山清君。

（19番 松山清君登壇）

○19番（松山清君） 議案第50号、第31回オリンピック競技大会の東京招致に

関する決議について、反対の討論をさせていただきます。

私は、世界の人々がスポーツを通じて交流する平和の祭典としてのオリンピックそのものに反対するものではありません。しかし、オリンピックが巨大開発の口実とされたり、環境破壊につながる計画とセットされるのであれば招致には賛成できるものではありません。

さきに発表された東京オリンピック基本方針では、半径10キロメートル圏内にほとんどの競技施設と関連施設を配置し、「世界一コンパクトな大会」と言っています。

その一方で、オリンピックをてこに都市と社会変革をすとし、オリンピックに向けたインフラ整備について幹線道路ネットワークの整備、空のアクセスの充実などということがことさら強調されています。

これらを実行すれば、コンパクトどころか途方もない財政投資が強行されることは明らかです。道路建設だけでもオリンピックに間に合わせるという首都圏3環状道路で1兆円以上、羽田空港と築地を結ぶ地下トンネル道路も1兆円が必要となり、道路建設だけでも数兆円の規模になると言われております。

今、都の財政は30年後も7兆円規模の借金を抱えることが見込まれており、どこにそんな余裕があるのでしょうか。都が昨年発表した人口減少社会における都財政運営のあり方は、高度成長期に形成された社会資本ストックの維持、更新経費が大幅に増加する一方、人口の減少により社会資本ストックを形成する能力は低下する。漫然と支出を続けていけば、財政の破綻は免れないと警告しています。1000億円を積み立てるオリンピック開催準備基金もこうした大型開発のためのため込みにほかならないことは明らかです。

都民には、福祉を切り捨て、犠牲を押しつけておきながら、オリンピックを口実に不要不急の大型事業には大盤振る舞いをする都政運営は許されないと 생각합니다。

「東京で、もう一度オリンピックの開催を」、また「三多摩地域での競技を」と願う市民の方の素朴な気持ち、これは理解することができると思います。しかし、今の都の財政と都政運営を見たときに、今回のオリンピックの東京招致決議には賛成できません。何よりも、オリンピックの名をかりた開発があるからであります。都民の暮らしを守るために、今、全力を尽くすのが求められているわけで、この方向にこそ都政運営を向けるべきであります。

以上、申し上げます、簡単であります、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、16番青海俊伯君。

（16番 青海俊伯君登壇）

○16番（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第50号、第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議に関しまして、賛成の立場から討論をいたします。

去る3月8日の東京都議会における第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議には、次のようにうたわれております。「地球温暖化、頻発するテロ、文化や民族の違いに起因する地域間紛争など世界はいまだに平和とはほど遠い状況にある。そうした中で、オリンピックは世界の国々が競い合い、喜びと希望に満ちたスポーツ

の祭典であり、世界平和を希求する人類の祭典である」。今、まさに行われているサッカーのワールドカップに見られるように、スポーツの世界的祭典は平和を願う人類の「善なる精神」の結集の場となります。

さらに、1964年のオリンピック東京大会がいかにより多くの国民に感動を与え、自信を与え、そして生まれ変わった首都東京の姿を世界にアピールをしたか。そして、これを機に東京はさらなる発展を遂げ、政治、経済、文化が高密度に集積する世界に類を見ない大都市となったと、43年前の東京大会を評価しております。

そして、21世紀は「都市の世紀」とも「環境の世紀」とも呼ばれております。都市は肥大化し環境問題、治安、スラム化など多くの社会問題が先鋭的にあらわれております。都市問題の解決なくして、人類は将来世代に住みよい地球を引き継いでいくことはできない。

東京オリンピックから約半世紀を経た現在、再び大都市東京でオリンピックを開催することは世界平和を希求する強い意思を世界にアピールするとともに、環境に優しく、豊かで安全な成熟した都市東京を実現する契機となる、また、アスリートたちの崇高な競い合いが未来を担う子どもたちに感動を与え、スポーツを通じた健やかな成長を促していくと決議にはうたわれております。

また同時に、都議会においてはパラリンピックの開催も強く求めているものであります。パラリンピックはオリンピック終了後、オリンピック開催都市で行われる障害者のためのもう一つのオリンピックであり、スポーツ競技への参加を通して障害者の自立と国際親善を図り、もって世界平和を希求する人類の祭典であります。

パラリンピックは、1960年代に初めて開催されましたが、パラリンピックと呼ばれるようになったのは1964年の東京大会が最初であります。そのパラリンピックをオリンピックとあわせて約半世紀ぶりに再び東京で開催することは、世界平和を希求する強い意思を世界にアピールするとともに、先ほど申し上げました「人と環境に優しいまちづくり」を推進する絶好の機会となります。また、障害のある人々の活躍が世界の人々に感動を与え、ひいては障害者の自立を促進し、相互理解を深めることにもつながるものであります。

このようなオリンピック東京大会招致に対しまして、さまざまな視点から反対の意見もあることも承知しております。アテネオリンピックにおいても約1兆2150億円の費用がかかったとも言われております。43年前の東京オリンピックの総経費は1兆800億円とも言われております。だから、今は別な施策に費用を充てるべきであるという論理は、オリンピックに限らずいつも言われていることであります。もちろん、少子高齢社会に向けた政策を初め多くの課題に果敢に挑戦することが政治の使命であり、当然のことでございます。

しかし、世代を超えて国民に等しく大きな感動と夢と希望を与える事業は、このオリンピックをおいてほかにはないと考えられるものであります。この大きな感動が地域を愛し、他者をいたわる心情にも大きく寄与するものと確信をしております。その意味で、政治的に対峙する立場だからとか、むだ遣いであるとかの短絡的な発想から脱却して、さらに多摩地域の活性化にも波及できるように積極的に招致に賛成するものであります。

す。

以上、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第50号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数であります。よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第11、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教、建設環境及び市民厚生委員長から、目下、同委員会において審査中の案件について会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が11件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第16-1号、陳情第16-13号、陳情第16-17号、陳情第17-5号、陳情第17-6号、陳情第18-1号、陳情第18-2号、陳情第18-3号、陳情第18-4号、陳情第18-5号及び陳情第18-6号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって本11件は、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第12、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から、継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

これをもって、平成18年第2回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前11時4分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 石川和夫

副議長 森田昌巳

議員 田村昌巳

議員 増田俊一

議員 大野 聡



平成 18 年 6 月 15 日

福生市議会議長 石川和夫様

総務文教委員長 青海俊伯 団

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件名                                                | 議決結果 |
|----------|---------------------------------------------------|------|
| 議案第 39 号 | 福生市行政手続条例の一部を改正する条例                               | 原案可決 |
| 議案第 41 号 | 福生市地域会館条例の一部を改正する条例                               | 原案可決 |
| 議案第 43 号 | 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） | 原案可決 |



平成 18 年 6 月 13 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

建設環境委員長 前 田 正 蔵 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名         | 議 決 結 果 |
|----------|-------------|---------|
| 議案第 48 号 | 市道路線の廃止について | 原案可決    |



平成 18 年 6 月 14 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                  | 議決結果 |
|----------|--------------------------------------|------|
| 議案第 40 号 | 福生市児童館条例の一部を改正する条例                   | 原案可決 |
| 議案第 44 号 | 平成 18 年度福生市老人保険医療特別会計<br>補正予算（第 1 号） | 原案可決 |



平成 18 年 6 月 14 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 団

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                 | 議 決 結 果 |
|------------|-------------------------------------|---------|
| 陳情第 18-7 号 | 学童保育に関する陳情書<br>(平成 18 年 5 月 27 日受理) | 採 択     |



議案第 49 号

基地対策予算の増額等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 23 日

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 遠 藤 洋 一 |
| 賛成者 | 小野沢 久   |
| 〃   | 大 野 聰   |
| 〃   | 前 田 正 蔵 |
| 〃   | 阿 南 育 子 |
| 〃   | 大 野 悦 子 |
| 〃   | 青 海 俊 伯 |
| 〃   | 松 山 清   |
| 〃   | 清 水 信 作 |

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

## 基地対策予算の増額等を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び、基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成 19 年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備交付金については、平成 19 年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 6 月 23 日

福生市議会議長

石川和夫

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 様

防衛庁長官

防衛施設庁長官



議案第 50 号

第 31 回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議  
上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 23 日

|     |    |   |   |   |
|-----|----|---|---|---|
| 提出者 | 森  | 田 | 昌 | 巳 |
| 賛成者 | 加  | 藤 | 育 | 男 |
| 〃   | 串  | 田 | 金 | 八 |
| 〃   | 田  | 村 | 昌 | 巳 |
| 〃   | 増  | 田 | 俊 | 一 |
| 〃   | 大  | 野 |   | 聰 |
| 〃   | 前  | 田 | 正 | 蔵 |
| 〃   | 中  | 森 | 富 | 久 |
| 〃   | 高  | 橋 | 章 | 夫 |
| 〃   | 原  | 島 | 貞 | 夫 |
| 〃   | 田  | 村 | 正 | 秋 |
| 〃   | 羽  | 場 |   | 茂 |
| 〃   | 青  | 海 | 俊 | 伯 |
| 〃   | 今  | 林 | 昌 | 茂 |
| 〃   | 沼  | 崎 | 満 | 子 |
| 〃   | 清  | 水 | 信 | 作 |
| 〃   | 小野 | 沢 |   | 久 |

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

## 第 31 回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議

オリンピックは、スポーツを通じて世界平和の実現に大きく貢献する、世界最大のスポーツ・文化の祭典である。

1964 年の第 18 回オリンピック東京大会は、我が国の戦後復興の象徴として開催され、多くの国民に感動と自信を与え、生まれ変わった首都東京の姿を世界にアピールした。これを機に、東京はさらなる発展を続け、政治、経済、文化が高密度に集積する世界に類を見ない大都市となった。

そこで、首都である東京において、約半世紀ぶりにオリンピックを開催することは、世界平和を希求する強い意思を世界にアピールするとともに、これまで培ってきた独自の伝統・文化や先端的な技術・産業を世界に発信し、成熟した都市東京の姿を全世界に示す絶好の機会となる。

また、我が福生市にとっても、東京でのオリンピック開催は、平和都市の推進に大きく貢献するものである。

よって、福生市議会は、東京都民共通の願いである 2016 年開催の第 31 回オリンピック競技大会の東京都招致と三多摩地域を含めた競技開催を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 18 年 6 月 23 日

福 生 市 議 会

平成 18 年 6 月 15 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

総務文教委員長 青 海 俊 伯 閣

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

| 事 件 番 号     | 件 名                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 陳情第 16-1 号  | 教育基本法を守り、生かすことを願う陳情書<br>(平成 16 年 2 月 18 日受理)                 |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |
| 陳情第 16-17 号 | 教育基本法を「改正」するのではなく、守り生かすことを求める陳情書<br>(平成 16 年 11 月 22 日受理)    |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |
| 陳情第 17-5 号  | 核兵器廃絶実行のために日本政府の尽力を要請する意見書の提出を求める陳情書<br>(平成 17 年 5 月 19 日受理) |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |
| 陳情第 17-6 号  | 「教育基本法の改正を求める意見書」提出に関する陳情書<br>(平成 17 年 12 月 5 日受理)           |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |



平成 18 年 6 月 13 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

建設環境委員長 前 田 正 蔵 団

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

| 事 件 番 号     | 件 名                                              |                 |
|-------------|--------------------------------------------------|-----------------|
| 陳情第 16-13 号 | 保育園児の安全確保に関する陳情書<br>(平成 16 年 8 月 4 日受理)          |                 |
|             | 理由                                               | なお慎重に調査研究を要するため |
| 陳情第 18-5 号  | 「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書<br>(平成 18 年 3 月 8 日受理) |                 |
|             | 理由                                               | なお慎重に調査研究を要するため |



平成 18 年 6 月 14 日

福生市議会議長 石川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 閣

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------|
| 陳情第 18-1 号 | 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書<br>(平成 18 年 2 月 6 日受理) |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-2 号 | 障害者自立支援法に関する陳情書<br>(平成 18 年 2 月 6 日受理)                     |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-3 号 | サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書<br>(平成 18 年 2 月 6 日受理)           |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-4 号 | 患者負担増の計画の中止を求める陳情書<br>(平成 18 年 2 月 15 日受理)                 |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-6 号 | 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書<br>(平成 18 年 5 月 8 日受理)                |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成18年6月23日第2回定例会第5日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 防災対策について
- 6 児童・生徒の安全対策について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 じん芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成18年6月23日第2回定例会第5日目)

### 議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議員定数について

